

社会福祉法人芳井福社会 役員・評議員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人芳井福社会の評議員及び役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(評議員会及び理事会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会及び評議員会に出席したとき、又は理事会・評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、次により報酬及び交通費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合では、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
理事会出席報酬等	6,000円	2,000円

2 評議員が評議員会又は理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
評議員会出席報酬等	6,000円	2,000円

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 業務執行理事理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、常務理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

- 第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、「旅費規程」別表1及び2の「職員以外」欄を適用し報酬及び旅費等を支給することができる。
- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
 - 4 旅費、宿泊料は実情を考慮し、増額することができる。

(兼務役員)

- 第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

改定 平成30年4月1日